

3 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
法曹人口の大幅増員等 (司法制度改革推進本部、法務省)	a 平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には、合格者数1,500人程度を達成する。	計画・法務ア a	結論に従った 所要の措置(16年の合格者数を1,500人程度に増加)		
	b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。 また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。	計画・法務ア b	調査・研究・検討		
法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保 (司法制度改革推進本部、法務省)	予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。	計画・法務ア	逐次実施(予備試験は23年より実施)		
専門分野(知的財産権、国	法科大学院の設置基準においては、弁護士等の実務家が専任教員を兼務すること、また、必要修	計画・法務ア	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
際企業法務、 医療等)に通 じた法律家 の養成 (文部科学省)	得単位 93 単位の中に実定法以外の有用な科目を含めることが認められており、専門分野に通じた法律家を養成するための措置が講じられているところであるが、法科大学院における教育は平成16年度から開始するものであるため、その実施状況について必要なフォローアップを行う。				
司法修習の 給費制の見 直し (司法制度改革推進本部、法務省)	司法修習に関しては、法科大学院設立による実務教育の実施を踏まえ、給費制については、法科大学院を含めた法曹養成制度全体を視野に入れつつ、その廃止を含め見直し、また、修習期間が1年に短縮されること等に伴い内容についても見直しを行う。	計画・法 務ア	検討・結 論を踏 まえ措 置		
弁護士法第 72条の見直 し等 (司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省、財務省)	弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革についての第2次見解」(平成11年12月14日)及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを行う。 さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う	重点・法 務5(1) 〔計画・ 法務ア 〕	引き続き実施		
国際化時代 の法的需要 への対応 (法務省)	今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士(法人を含む)との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。	重点・法 務5(2)	逐次検討・結論		
管轄裁判所 合意の電子 化	第一審の管轄裁判所に関する合意を電磁的方法によりした場合における当該合意の効力の制限を見直す。	計画・法 務ア	第159回 国会に 法案提		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(法務省)			出。成立後、公布・施行		
法的制度基盤の整備 (司法制度改革推進本部及び関係府省)	和解事項の確実な履行確保のための執行力の付与、紛争解決中の時効期間満了を避けるための時効中断(停止)効の付与、苦情紛争処理システムと裁判手続との連携強化等について、ADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)に関する基本法としての立法化も含めて必要な方策を検討し、所要の措置を講ずる。	計画・法務ア	検討・措置		
情報公開の推進等 (関係府省)	苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報保護及び事業者には不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命安全に直接かわる事案については、適時に事案(トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容)を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。	計画・法務ア a	引き続き検討		
民事ルールとしての公益通報者保護制度の整備 (内閣府)	公益のために通報したことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護するための民事ルールとしての公益通報者保護制度を整備する。 (第159回国会に関係法案提出)	重点・別表6-91〔計画・法務アb〕	法案成立後、公布		
苦情処理委員会の活性化 (内閣府)	苦情処理委員会と地方消費者センターとの一層の連携を強化するとともに、苦情処理委員会が取り扱う対象事案の拡大を図るため、各地方公共団体に対して情報提供を始め、所要の措置を講ずる。	計画・法務ア	措置		
総合案内窓口の整備	利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方	計画・法務ア	引き続き措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(司法制度改革推進本部及び関係府省)	策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報(組織、業務内容、過去の実績等)と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的に取りまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口(ポータルサイト等)について、これを各都道府県単位に整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。				
適正処理のための規範の制定 (司法制度改革推進本部及び関係府省)	a の法的制度基盤の整備に関する検討も踏まえて、苦情・紛争処理機関がそれぞれの実態に応じて、組織運営規範、紛争処理手続規範、担当者の行為規範を適切に制定し得るためのガイドラインの策定・周知等を含む諸方策を検討し、所要の措置を図る。	計画・法務ア a	措置		
(関係府省)	b 公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針に関する国際標準化機構(ISO)による規格制定後、各苦情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。	計画・法務ア b	逐次実施		
行政機関に対する司法による監視の改善 (司法制度改革推進本部)	行政訴訟制度について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図り、原告適格の適切な判断を担保するために必要な考慮事項を規定する等の行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の見直しを行う。 (第159回国会に関係法案提出)	重点・別表6-92	法案成立後、公布	施行	

イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
会社法制の現代化等 (法務省)	会社に関する規定(商法第2編、有限会社法等)について、片仮名文語体で表記されている規定の平仮名口語体化(いわゆる現代語化)を図るとともに、これらを分かりやすく再編成する。	計画・法務イ22		17年中に法案提出	
民法の現代語化 (法務省)	片仮名文語体で表記されている民法について、平仮名口語体に改める(いわゆる現代語化)。	計画・法務イ23	法案提出		
株式会社に	起業を促進し我が国経済の活性化に資する観	重点・国	検討・結		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
関する最低 資本金規制 の抜本的見 直し (法務省)	点から、商法における最低資本金制度について、その内容を機能に応じて分解し、起業段階での最低資本金制度は撤廃する方向で見直す。	際 3 (2) 、法務 3	論		
会社設立に 関する諸手 続について の電子化 (法務省、総務 省、財務省、厚 生労働省)	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。	計画・法 務イ	継続的に実施		
登記のオン ラインによ る一括申請 及び登記事 項の電子化 (法務省)	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	計画・法 務イ	措置		
債権譲渡登 記制度の拡 充 (法務省)	債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限(1,500キロバイトを上限とする)のみとする。	重点・別 表3-19	措置		
資本金払込 証明制度の 見直し (法務省)	会社設立の際の払込取扱機関への金銭の払込みがあることの証明については、本制度が金銭の払込みが実在することの確認であるとの趣旨にかんがみ、その証明の手段を現行の払込保管証明に限定せず、残高証明その他実際の払込みがあることを証明できる適切な手段によることを可能とするよう、商法において措置を講ずる。	重点・国 際 3 (2)	検討・結 論		
定款の目的 の記載内容 の柔軟化 (法務省)	起業及び新規ビジネス参入促進等の観点から、会社の目的の記載の登記実務の運用を緩和し、柔軟な記載を認めるよう検討し、結論を得る。	重点・国 際 3 (2)	検討	結論	
合併等対価 の柔軟化 (法務省)	a 対日直接投資を活発化させる観点から、外国会社を含む親会社株式や現金その他の財産を対価として合併等を行うことを可能とする合	重点・国 際 3 (1)	検討・結 論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(財務省)	併等対価の柔軟化について恒久的な措置を講ずる。 ----- b 税制上の措置について、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ、検討する。				
			検討(16年度以降)		
社債・融資法制の連続化 (法務省、金融庁)	社債に関する法制と借入れに関する法制を連続化することが、将来における我が国の金融の活性化を図る観点から必要であることから、以下のような制度の改善について検討する。 a シンジケートローン等において、1人の債権者が他の債権者の債権も含めた被担保債権の担保権者となり、その担保権の管理を行うことができるようにすべきであるとの指摘があることから、信託の在り方を見直す中で、制度の整備の必要性を検討する。 b 社債について、担保の種類制限(担保附社債信託法(明治38年法律第52号)第4条)は撤廃する。 c 社債の発行形態の自由度を高める(いわゆる売出發行形態の許容を含む)。 d 有限会社についても、社債の発行を認める。	重点・法務1	逐次検討・結論		
新しい投資スキームの創設 (経済産業省)	より一般的な投資ファンド法制を整備するため、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)を改正し、投資事業範囲の制限を撤廃することについて、早期に検討し、結論を得る。	重点・国際3(1)、法務4、別表7-29〔計画・法務イ〕	検討	結論	
私法上の事業組織形態の検討 (法務省、金融庁)	a 出資者の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるというような特徴を有する新たな事業組織形態として、投資者保護ルールの整備と併せ、私法上の日本版LLC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。	重点・国際3(1)、法務4	検討・結論		
(法務省、財務)	b 合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の	計画・法	検討		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
省)	在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。	務イ			
動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 (法務省)	動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。 また、企業担保権制度等について、改善の余地が無いかどうか検討する	重点・法務2〔計画・法務イ24〕	結論・法案提出 検討開始		
保証制度の見直し (法務省)	保証人が過大な責任を負いがちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるものとする等、保証関係規定の見直しを行う。	計画・法務イ23、 重点・別表6-28	法案提出		
倒産法制の整備 (法務省)	賃料債権の処分等についての効力の制約を定めた破産法(大正11年法律第71号)第63条の規定を削除し、また、適正価格による不動産等の資産の処分に関する否認の要件を明確化する。	重点・金融2(1)〔計画・法務イ25b〕	第159回国会に法案提出。成立後、公布・施行		

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
出入国管理施策の在り方の見直し (法務省)	平成17年を目途に予定している第三次出入国管理基本計画の策定に際しては、我が国が必要とする幅広い高度人材の獲得に向けて、我が国労働市場への影響を考慮しつつ、高度人材の範疇、高度人材の具体的受入策等について検討する。その際、幅広く人材を受け入れることの是非についても社会的コスト等多様な角度から検討する。	重点・国際1(2)	検討	結論	
IT技術者に係る資格の相互認証等 (経済産業省、法務省)	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。 a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要	計画・法務ウ		逐次実施	

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(経済産業省)	の措置を講ずる。 b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	重点・国際 1 (2)	逐次実施		
(経済産業省)	c IT技術に関する我が国における外国人に対する試験制度についても、日本語による試験のみならず、その代替手段として英語等による試験を実施することを検討し、結論を得る。		検討・結論		
投資家・経営者等に関する在留資格の明確化、入国手続の迅速化 (法務省)	a 投資及び経営を行う外国人の在留資格制度に関する理解を深め、我が国における投資等の機会を確保する観点から、これら外国人の在留資格要件(「投資・経営」、「人文知識・国際業務」等)の具体的事例等を解説し公表するなど、制度の周知徹底を図る。 b 在留資格の付与手続を円滑に行えるよう入国手続の迅速化を図る。	重点・国際 1 (2)	措置		
			措置		
海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等 (法務省)	a 転勤に伴い入国する外国人について、当該外国人が選択し得る在留資格の周知徹底を図るとともに、入国管理窓口等においても適切な助言を行うよう徹底する。 b 上記措置を講じてもなお、企業内転勤において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、その見直しも検討する。	重点・国際 1 (2)	措置		
			逐次検討		
外国人人材育成に資する研修・技能実習制度の見直し (厚生労働省、法務省)	a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。 b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。	重点・国際 1 (2)	逐次実施		
			逐次実施		
学校の夏期	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地	重点・別	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与 (法務省)	地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。	表 8 -205001			
入国管理体制の整備等 (法務省)	a 今後我が国が歓迎すべき外国人の受け入れを一層積極的に進めるとともに、国民の治安に対する不安に応えるべく必要なチェック・取締体制の強化を図るためにも、入国管理体制を整備していく。	重点・国際 1 (2)	逐次実施		
	b 収容施設における監視業務の民間委託も引き続き推進し、業務の効率化等を図っていく。		逐次実施		
問題のない国・地域に対する査証免除対象国の拡大 (外務省)	我が国の査証免除対象国は現在63か国・地域に限定しているが、人的交流の促進、観光立国等の観点から、不法就労、不法滞在、犯罪、テロ等に留意し、治安に影響を及ぼさないための措置等を講じつつ、問題のない国・地域に対する査証免除措置を拡大する。	重点・国際 1 (1)	逐次実施		
韓国人に対する期間限定査証免除の実施 (外務省)	我が国への観光を目的とする者を始めとして査証免除を求める要望が強いこと、平成14年のサッカーのワールドカップ共催時に期間限定査証免除措置を試行した実績があること、韓国側は査証免除措置を実行していること、現在F T A締結に向けた交渉が本格化しつつあること等を踏まえ、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券の導入を前提に、我が国における不法滞在の温床とならないよう、治安に影響を及ぼさないための措置を講じつつ、問題のない場合には、段階的措置として再度の期間限定査証免除措置を実施する。	重点・国際 1 (1)		措置	
香港住民に対する査証免除の実施 (外務省)	我が国と香港との間の人的交流促進の重要性とともに、香港の出入国管理が厳重に行われていること、香港住民の不法滞在が少ないこと等を総合的に考慮し、治安等にも留意しつつ、早急に査	重点・国際 1 (1) 、 別表 8	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	証免除措置を講ずる。	-206001			
中国人に対する査証発給手続等の見直し (外務省)	a 相手国政府、日中双方の旅行会社等とも協力し、我が国への不法滞在の温床とならないよう、治安に影響を及ぼさない措置等を講じつつ、問題がない場合には、団体旅行に関する査証発給対象地域を段階的に拡大する。	重点・国際 1 (1)	逐次実施		
	b 相互の来訪が円滑になるよう、数次査証の発給対象条件についても、株式市場上場企業の管理職等に限定せず、段階的に緩和する。		逐次実施		
数次査証の対象範囲の拡大、発給要件の緩和等 (外務省)	a 不法滞在、不法就労やその他の犯罪の防止等に留意しつつ、各国におけるニーズ等を踏まえ、問題のない国については、早急に数次査証の発給、発給要件の緩和等を図る。	重点・国際 1 (1)	逐次実施		
	b インド人IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるように申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	重点・別表 5 -603	措置		
	c マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア及びパプアニューギニアの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	重点・別表 5 -604	措置		
短期滞在期間に係る運用の改善 (外務省、法務省)	不法滞在、不法就労等を防止する観点から、観光については、訪日外国人の滞在日数が概ね1か月未満であることを踏まえ、運用面において、在外公館において滞在日数に応じた在留期間を付した査証を発給し、入国審査においても当該滞在期間に応じた在留期間を決定する。	重点・国際 1 (1)	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期			
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	
査証発給審査に係る客観性の高いシステムの構築 (外務省)	a 査証発給審査の恣意性を排し、客観性、公平性の高い審査を実現するため、発給審査に係る事務について網羅的な再点検を行い、その成果を踏まえ査証発給審査のマニュアルを改善し、審査システムの向上を図る。	重点・国際 1 (1)	逐次実施			
	b 査証発給に必要となる書類等については逐次改定し、申請者の予見可能性を確保する。		逐次実施			
	c I T 技術も活用した申請者の属性に応じた審査の導入など効率的な審査を実施する。		逐次実施			
査証申請手続等の総点検及び抜本的見直し (外務省)	a 不法入国・不法滞在、不法就労やその他の犯罪等の防止等に留意しつつ、各在外公館においては、現地各機関や関係者とも協力の上、申請者側の要望、不満等を把握するため査証申請手続の総点検を実施し、その総点検結果を踏まえ、申請者の負担軽減、サービスの向上の観点から、申請時の提出書類の削減・簡素化、現地語の使用、申請受付時間の延長、申請窓口における対応の改善、発給日数の短縮化、査証発給に係る手数料の見直し、代理申請条件の緩和等を図る。	重点・国際 1 (1)	逐次実施			
	b 愛知万博見学者の短期滞在査証手数料を免除する。		重点・別表 5 -602	措置		
	c 特定の地域・国の外国人が査証申請する際に必要とされる「身元保証書」「招聘理由書」に関し、当該外国人を招聘する優良な事業者については、当該手続きを簡素化する措置を講ずる。		重点・別表 6 -31	措置		
A B T C の発行数の増大に向けた取組の推進 (外務省)	経済のグローバル化が進む中で、A P E C 域内のヒトの移動を円滑にするため、A B T C 制度を積極的に活用するよう、より一層の周知措置等を講ずるとともに、初年度の発行実績を踏まえ円滑な発行に向けた発行手続の見直しを図る。	重点・国際 1 (1)	逐次実施			

エ 国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」の創設など）

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
永住許可要件のガイドライン化 (法務省)	どのような外国人が入管法に定められている「日本国の利益に合する」のか、単なる事例紹介のみならず、速やかに永住許可に関する基準を明確化する措置を講じ、さらに、その基準を公開することにより、ガイドライン化を図る。	重点・A P 15(1)	措置		
永住許可における資格要件の特例措置の全国展開 (法務省)	高度人材の安定的地位の確保を促進し、経済活性化に資するためにも、構造改革特別区域推進本部評価委員会における評価を踏まえ、永住許可における資格要件の特例措置を速やかに全国展開する措置を講ずることを検討し、結論を得る。	重点・A P 15(1)	結論		
高度人材の移入に資する在留期間の見直し (法務省)	在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る。	重点・A P15(2)	検討開始		結論

オ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
市における助役の収入役事務兼掌の容認 (総務省)	規模の小さい市の収入役の必置規制を見直し、助役が収入役の事務を兼掌することが可能となるよう措置する。 (第159回国会に関係法案提出)	重点・別 表 2 -422 、 3-12	法案提出		
地方公共団体の私人への支出事務の委託の対象経費等の拡大 (総務省)	公金の支出について、私人への支出事務の委託が認められる経費は、外国において支払いをする経費、給与、報償金など通常の支出方法によっては事務処理上支障があり得る経費などが限定的に列挙されているが、これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有するコピー機使用料などの経費については、地方公共団体が規則で追加できるよう措置する。	重点・別 表 2-423	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
地方公共団体の長の命令が無くて も支出ができる経費の 容認 (総務省)	口座振替によって支出する公共料金のように 債務の確定及び履行の状況が容易に確認できる 経費については、支出命令を簡素化することがで きるよう措置する。 (第159回国会に関係法案提出)	重点・別 表2-424	法案提 出		
郵便局にお いて取り扱 うことがで きる地方公 共団体の事 務範囲の拡 大 (総務省)	現在、郵便局において取り扱うことができる地 方公共団体の事務は、納税証明書の交付事務等 であるが、固定資産課税台帳記載事項証明書 の交付事務についても取り扱うことができるよ う措置する。	重点・別 表 2 -427、3 -14	措置		
地方公営企 業における 民間的経営 手法の導入 の推進 (総務省)	以下の事項について地方公共団体に対し要請 する。 ・地域住民の意思を踏まえ、現在の地方公営企 業形態による公共サービス供給を維持すること の適否について再点検を行う。 ・廉価で質の高いサービスを供給する観点から、 地方独立行政法人制度、PFI事業、公の施設 の指定管理者制度、民間委託等の適切な活用を 図る等効果的なサービス供給の在り方につい て再点検を行う。	重点・別 表3-17	措置		
商工会議所 法における 合併規定の 創設 (経済産業省)	合併に伴う手続きの簡素化、資産譲受の際の税 負担を軽減させ、商工会議所同士の円滑な合併を 可能にするため、合併規定を創設する。 (第159回国会に関係法案提出)	重点・別 表6-55	法案提 出		